

參 考 資 料 - 3

廣域化先行事例調查結果

広域化先行事例に関するアンケート調査結果

本会では、広域化の先行事例として、既往の広域化先行 10 事例（内進行中事例 3 例）を選定し、ヒアリング調査を実施した。

なお、広域化の形態については、課題解決型の水平統合を中心に選定し、垂直統合事例を 3 例選定した。

調査概要は以下のとおり。

1. 調査期間

平成 21 年 1 月～2 月

2. 調査項目・内容

調査項目を以下に示す。

設問 1	広域化のきっかけを作った主体
設問 2	広域化推進でリーダーシップを発揮した事業体
設問 3	広域化すべき理由
設問 4	国・都道府県の指導・支援の有無
設問 5	広域化の効果の有無
設問 6	広域化により得られた具体的な効果
設問 7	広域化で想定される課題(料金の格差、財政状況の格差等)
設問 8	広域化推進にあたって、現行法制度、補助制度の課題
設問 9	広域化推進にあたって、現行法制度、補助制度の具体的な課題
設問 10	広域化推進にあたって、国・都道府県に対する要望(法制度・財政支援制度)
設問 11	今後の広域化に関する見通しについて
設問 12	広域化を行ったうえでの現時点における評価、課題について(自由記述)

3. 調査先(先行事例)の概要

調査事例の概要を以下の表-1に示す。

表-1 追加調査事例の概要

検討主体	統合形態	事例区分	広域化概要	統合年次	検討対象地域 又は事業体	計画一日 最大給水量	計画給水人口
						平成 18 年度	
1 A 水道企業団	垂直統合	課題解決型	3市を構成団体とする用水供給事業に新たに1町が加入し、あわせて水道事業への事業変更を行った。	平成 18 年 4 月 (平成 20 年 4 月 料金統一)	A 水道企業団(用水供給)と3市1町の水道事業	28,530m ³ /日	75,216 人
2 B 水道企業団	垂直統合	課題解決型	用水供給と構成受水市町の垂直統合。現在、事業統合・経営統合を視野に広域化作業進行中。(具体性高)	平成 26 年度中	B 水道企業団(用水供給)と構成 3 市 1 町。平成 26 年度の垂直統合をめざし、平成 21 年度から具体的に検討予定。	65,500m ³ /日	—
3 C 水道企業団	水平統合	課題解決型	県主導の水道広域化計画に基づき将来水源の共同開発を目的として広域化。現在更なる広域連携(新たな広域化)を模索中。	昭和 61 年 4 月	11 市町村 + 3 町村	142,500m ³ /日	365,500 人
4 D 水道企業団	水平統合 (垂直統合的) (行政指導)	課題解決型	第 1 段階: 厚生労働省からの行政指導(S55 年水道広域化施設整備特定広域化事業の補助対象事業), 第 2 段階: 市町村合併	昭和 55 年 10 月 (平成 17 年 4 月)	「K 市」(K 市が周辺 6 町と合併)、「L 市」(2 町が合併)2 市体制	139,325m ³ /日	222,000 人
5 E 市水道事業	水平統合	市町村合併型	平成 17 年 4 月 1 日に市町村合併。 市町村合併範囲外の 1 町も統合予定。進行中事例。	平成 17 年 4 月 (平成 20 年 10 月 料金統一) (平成 21 年 4 月 事業統合予定)	E 市と 1 水道企業団(末端給水) 市町村合併の対象範囲外の 1 町も統合予定	95,409m ³ /日	138,300 人
6 F 水道企業団	垂直統合	課題解決型	課題のある水源の統廃合等を含め、将来的な水需要の対処するため、構成町全域を給水区域とした末端給水事業の一元化を行った。	平成 15 年 4 月 (平成 18 年 4 月 料金統一)	F 水道企業団(用水供給)と 3 町上水道事業、1 町簡易水道事業	21,795m ³ /日	54,490 人
7 G 市水道事業	水平統合	市町村合併型	広域化が決定し、現在統合手続き中。進行中事例。	平成 22 年度 (目標)	G 市と 2 町	87,410m ³ /日 (1 市 2 町)	196,500 人 (1 市 2 町)
8 H 広域連合水道部	水平統合	課題解決型	昭和 47 年 4 月に用水供給事業からの受水一元化による水不足の解消とした広域化が行われ企業団が発足した。 平成 13 年 4 月 1 日に屎尿処理、廃棄物等の事業を行う広域組合と統合し、広域連合がスタートしている。	昭和 47 年 4 月	1 市 3 町	82,400m ³ /日	165,000 人
9 I 市水道事業	水平統合	市町村合併	I 市と 8 市町村による合併一部事業組合の 1 水道企業団を統合し、平成 19 年度末現在、上水道事業、1 事業、簡易水道事業 34 事業、飲料水供給施設 2 施設となった。平成 23 年度より県水より受水予定。	平成 17 年 3 月	I 市と 8 市町村による合併。	95,300m ³ /日 (2 地区)	17,850 人 (2 地区)
10 J 市水道事業	水平統合	市町村合併型	大規模水道事業と小規模事業(J市水道事業から 100% 分水事業体)の事業統合大小事業。水平統合事例。	平成 19 年 10 月	1 市、1 町	537,000m ³ /日	1,049,000 人

4. 調査結果

先行事例の調査結果として、以下に広域化に関するアンケートでの設問と水道事業体からの回答の集計結果を示す。

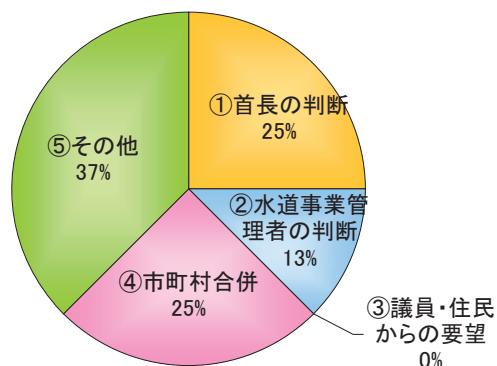
【設問1】

広域化のきっかけを作った主体についてご回答ください。

- ① 首長の判断
- ② 水道事業管理者の判断
- ③ 議員・住民からの要望
- ④ 市町村合併
- ⑤ その他

【回答(有効回答数:10)】

項目	回答
①首長の判断	4
②水道事業管理者の判断	2
③議員・住民からの要望	0
④市町村合併	4
⑤その他	6



設問1: 上記選択項目における具体的な内容

- ⑤厚生省の「広域水道圏計画調査」、水道法改正
- ④⑤第1段階:国の指導、第2段階:市町村行政合併
- ⑤企業団未加入団体(当時)からの加入要請
- ⑤構成町全域を給水区域とする広域水道事業を行い、将来の長期的な水需要に対処し、末端給水事業の一元化を図り、安全性、安定性、経済性を追求する事業体とすることについて検討するよう平成6年度に監査委員から企業長に要望書が提出されました。
- ⑤平成19年度の国の簡易水道等施設整備国庫補助制度見直し

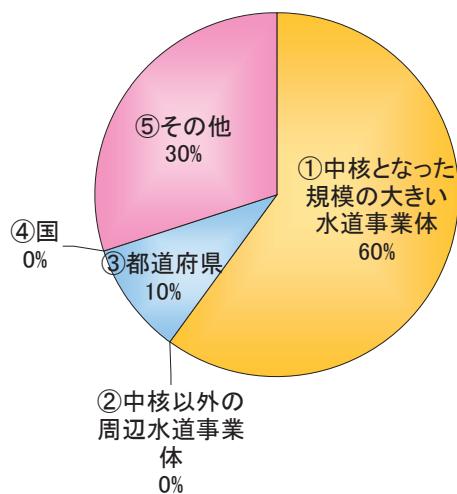
【設問2】

広域化推進でリーダーシップを発揮した主体についてご回答ください。

- ① 中核となった規模の大きい水道事業体
- ② 中核以外の周辺水道事業体
- ③ 都道府県
- ④ 国
- ⑤ その他

【回答(有効回答数:10)】

項目	回答
①中核となった規模の大きい水道事業体	6
②中核以外の周辺水道事業体	0
③都道府県	1
④国	0
⑤その他	3



設問2:上記選択項目における具体的な内容

- ①企業団の企業長
- ⑤構成町に用水供給を行っていた企業団 将来の地域水道事業の方向性と経営方針を明確にし、事業計画を公表することにより広域化のメリットを広く議論すると共に事業経営責任者の強力なリーダーシップを必要とします。
- ⑤市の簡易水道と上水道の統合計画であり、上水道事業が主体となった。
- ⑤市合併協議会

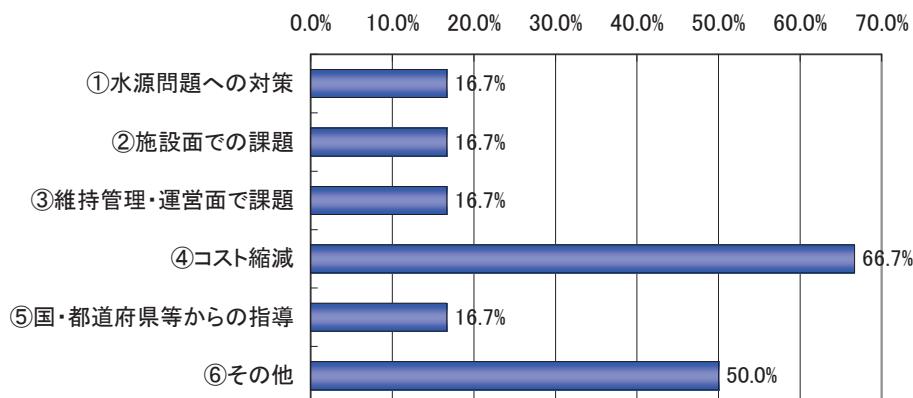
【設問3】

広域化すべき理由はどこにありましたか。

- ① 水源問題への対策
- ② 施設面での課題(老朽施設の更新、耐震化、水質管理強化など)への対応
- ③ 維持管理・運営面で課題(技術継承・サービス向上など)への対応
- ④ コスト縮減
- ⑤ 国・都道府県等からの指導
- ⑥ その他

【回答(有効回答数:9)】

項目	回答
①水源問題への対策	1
②施設面での課題	1
③維持管理・運営面で課題	1
④コスト縮減	4
⑤国・都道府県等からの指導	1
⑥その他	3



設問3：上記選択項目における具体的な内容

- ①構成市町村の水源(水利権など)が限界
- ③近隣住民間の水道料金格差

⑤⑥

(第1段階広域化)

当時、市と隣接していた2町は、町内に水道水源を有してなかつたことから、昭和43年5月に市より浄水の全量分水を受けており、有機的な施設形態にあつた。

このような歴史経過に加え、市は水需要の増加に対応するため、昭和54年6月に新たな浄水場建設を含む第6次拡張事業を計画し、変更認可申請を国に提出した。国においては、昭和52年の水道法の一部改正で広域水道を推進する政策であったこととも重なり、全量分水形態という変則的な経営を改め、経営の一元化による広域水道とするよう行政指導された。

(第2段階広域化)

第1段階の広域化において、その前提として水道法第5条の2の規定に基づく、県による広域的水道整備計画の策定が必須となる。広域的水道整備計画は、地域の広域市町村圏(当時1市9町)を対象としたものであるが、水運用を含む一体的な施設形態としての残る7町を加えた広域化は、その整備に莫大な資本投下を要し、行政サイドの負担が非常に大きくなることから、当時の広域化の概念(一体的な施設形態による事業統合)では進められない状況にあつた。

その後、全国的な行政合併の流れの中で、平成17年4月に市は周辺6町(1町除く。)と合併し新市に。2町が合併し市になったことから、2市構成の企業団として上水道事業と簡易水道事業を経営統合する形で再出発している。昭和55年当時の地域広域市町村圏で言えば1市8町体制となつてゐる。

①水源の効率的利用

③水道料金等水道使用者負担の統一

③市町村合併

②未加入団体の施設の老朽化

⑥地下水を水源としており水源の確保、組織機構の再編による事業の効率化、事務合理化による経費削減、専門職員による施設管理体制の強化、災害時の対応等を総合的に実施することが可能である。

①簡易水道の多くは、不安定な砂防ダム水源に依存していた。

②小規模浄水場を数多く抱えており、水質管理に不安があつた。

③小規模浄水場を廃止し、管路で接続することにより、維持管理を容易にするとともに、維持管理費用の縮減が見込まれる。

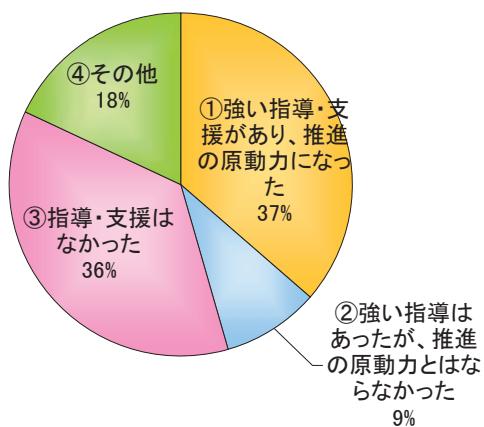
【設問4】

国・都道府県の指導・支援についてご回答ください。

- ① 強い指導・支援があり、推進の原動力になった
- ② 強い指導はあったが、推進の原動力とはならなかった
- ③ 指導・支援は無かった
- ④ その他

【回答(有効回答数:10)】

項目	回答
①強い指導・支援があり、推進の原動力になった	4
②強い指導はあったが、推進の原動力とはならなかった	1
③指導・支援はなかった	4
④その他	2



設問4: 上記④他の具体的内容

①④第1段階広域化では国・県の指導があったが、行政合併に関係する第2段階広域化では、合併協議そのものが行政主体で行われるため、水道部門の協議は後回しにされる傾向があった。

④直接の指導・支援はなかったが、平成19年度の国の簡易水道当施設整備国庫補助制度見直しは、間接的に国の指導と考えられる。

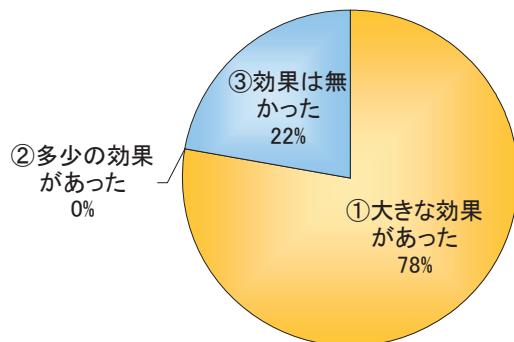
【設問5】

広域化で効果は得られましたか。

- ① 大きな効果があった
- ② 少少の効果があった
- ③ 効果は無かった

【回答(有効回答数:9)】

項目	回答
①大きな効果があった	7
②多少の効果があった	0
③効果は無かった	2



設問5: 上記選択肢の補足

③設問6の広域化で得られた効果は、中核水道事業体が中心になり進められるため、経営基盤の強化及び技術基盤の強化などは、周辺市町村にとっては効果があるだろうが、中核水道事業体としては広域化により新たな課題の発生となる。

①今後、大きな効果が見込まれる。

【設問6】(設問5の回答①②のみ)

広域化により、具体的に得られた効果をご回答ください。(複数回答可)

【経営基盤の強化】

- ① 財政規模の拡大
- ② 組織の統合によるコスト削減
- ③ 料金格差是正
- ④ サービス格差是正
- ⑤ その他

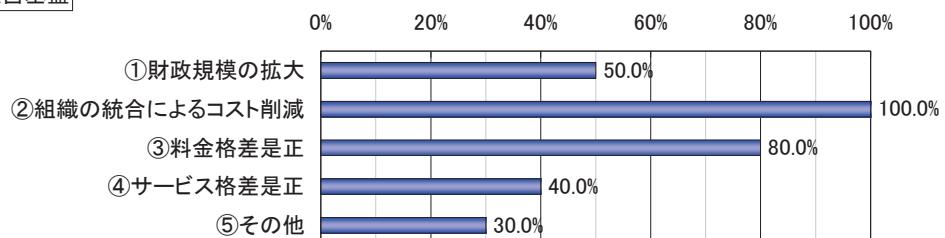
【技術基盤の強化】

- ① 施設水準の維持向上(老朽施設の更新、耐震化、水質管理強化など)
- ② 施設の維持管理・運用水準の維持向上
- ③ 技術力の確保・技術継承
- ④ 既存施設の効率的配置
- ⑤ 相互バックアップ機能の強化
- ⑥ その他

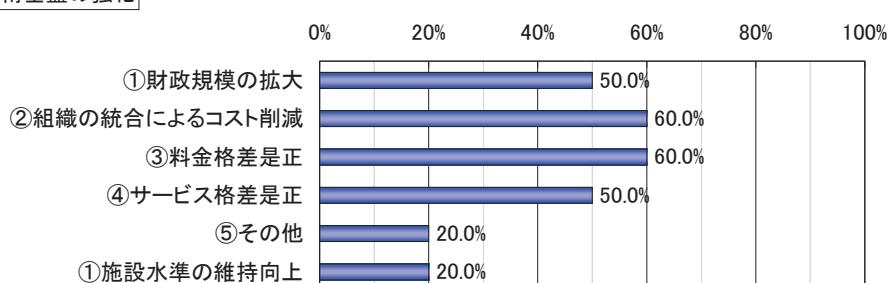
【回答(有効回答数:9)】

	項目	回答
経営基盤	①財政規模の拡大	4
	②組織の統合によるコスト削減	9
	③料金格差是正	7
	④サービス格差是正	3
	⑤その他	2
技術基盤の強化	①施設水準の維持向上	4
	②施設の維持管理・運用水準の維持向上	5
	③技術力の確保・技術継承	5
	④既存施設の効率的配置	4
	⑤相互バックアップ機能の強化	1
	⑥その他	1

経営基盤



技術基盤の強化



【設問6】: 上記選択肢の具体的内容

経営基盤の強化

⑤既存の構成団体(3市)の繰出金の減

④水道加入金の統一、給水工事等の単価統一

①地域の需要に応じた施設整備

①老朽化した小規模浄水場の廃止が可能

⑥簡易水道の安定給水の確保

技術基盤の強化

④指定工事店の認定条件(技術の確保)

①一部地域に残存していた石綿セメント管の早期解消など

①老朽施設の回収計画並びに耐震化計画等

④減断水の回避、コンビニ収納など

⑤簡易水道の安定給水の確保

【設問7】

広域化で想定される以下の課題について、どのように対処されたか、具体的にお答えください。

設問7-1 料金の格差

統合前の水道料金体系は、用途別と口径別に分かれており、家用では最低1200円最高1600円で、1.3倍の格差。圏域内の9割近い利用者が用途別で占められていたため、著しい変化を避けるため、用途別料金体系を採用。
創設時の財政計画を試算したところ、約28億円の資金不足が予想された。(創設時事業、維持管理費用)収支均衡を図れる供給単価で統一した。

料金の統一を基本とした料金改定を第1段階として実施し、2年後に料金算定期間内に必要とする料金水準を目指した料金改定を第2段階とする給水条例の改定を実施した。(第1段階:平成20年10月～、第2段階:平成22年10月～)

第1段階:広域化4年後の昭和59年4月から、2町の料金を引き下げ、市の料金に統一した。
第2段階:17年4月の行政合併とともに企業団の料金に統一した。小口径では一部下がったが、大口径は上がった。

合併後の使用者間の負担の公平性を図るため、当市水道事業経営審議会に諮問し答申を得たうえで、市議会の議決を得て、平成20年9月検針分より、合併前の市町村毎に異なっていた料金の統一を行った。

H18.4に用水供給の企業団(3市が構成団体)に新たに1町が加入し、併せて用水供給事業から水道事業へ変更した。水道料金については、新規に加入了した1町が一番低かったが、経営収支を試算し、3市の最低料金より若干低い料金を設定し、H20.4に料金改定(統一)を行った。

・統合時の水道料金は、構成町ごとの現行料金とし、統合3年後に統一料金に移行することとした。

・水道メーター使用料は、統一時に廃止する。

設問7-2 財政状況の格差

統合前の9事業体のうち「純損失あり」が3事業体。うち1事業体が累積欠損金を生じていたため、統合時全事業体の利益剰余金で処理した。(各事業体とも広域化検討の中で料金改定を控えていた。)一般会計からの繰入れ事業体が6事業体あったが、広域化により解消された。

従来の3地区水道事業をすべて廃止して、新たに当市水道事業を創設するもので、廃止する水道事業の財政状況のすべてを引き継ぐものである。

第1段階:法適用事業のみであったことから、貸借対照表記載の資産・負債・資本を引き継いだ。
第2段階:法適用の上水道事業と簡易水道事業のすべてを法適用し引き継いだ。簡易水道事業法適用に伴う一時的な措置及び簡易水道施設整備に要する経費の一部について、構成市からの繰入措置を講じている。

中核となった規模の大きい事業体が、規模の小さい事業体の財政の格差分を負担している。
広域化による組織統合で合理化等が図られたことにより、その格差は縮小している。

格差がある認識はあったが、各市町水道事業の資産・負債すべてを企業団に無償譲渡したので問題にならなかつた。

統合後3年間の構成町からの補助金は、統合前々年度の一般会計からの補助金の80%とした。

設問7-3 施設水準の格差

市水道部はじめ2つの企業団を除き、零細な水源や施設を数多く抱えていた。統合後は、既存配水池の有効活用を図りながら、配水区域をブロック化し、基幹施設の建設及び送・配水管網の整備を図り、零細施設を順次廃止していく。

統合後の水道事業各施設の有効性、経済性を再検討して将来の施設水準を確保する。

一部地域に残存していた石綿セメント管の早期解消、遠方監視システムの新設など、施設を水準の高い地域に合わせて整備をしている。

第1段階:施設が有機的に一体化していたことと、取水・導水・浄水・送水施設は2町になかつたため、一部配水施設を除き大きな格差はなかつた。

第2段階:行政合併により引き継いだ上水道施設及び簡易水道施設については、統廃合を含めた施設整備計画により現在着手中である。

早期に統合して、補助事業による統合施設整備を優先させたため、統合前に細かな議論は行わなかつた。

老朽施設の廃止や施設の共有化による効率化を図る。

設問7-4 維持管理水準の格差

中心となる市水道部の水準に合わせた。施設廃止・統合の実施、計画により、管理する施設を縮小した。

各地区水道において、施設の維持管理は直営または委託というように異なっており、現状ではその水準に違いがあるが、水道施設の安全性、経済性を考慮して維持管理水準の格差を解消したい。

施設点検、水質調査等について、水準の高い地域の管理レベルに合わせて実施している。

第1段階：施設が有機的に一体化していたことと、取水・導水・浄水・送水施設は2町になかったため、配水管等の維持管理水準を統一すればよかった。ただし、管路図面が未整備だった。
第2段階：行政合併により引き継いだ上水道施設及び簡易水道施設については、維持管理水準格差解消のため、統廃合を含めた施設整備計画により現在着手中である。

早期に統合して、補助事業による統合施設整備を優先させたため、統合前に細かな議論は行わなかった。

石綿セメント管の残数が、構成町ごとにバラつきがあったため、更新工事の費用については、工事施工区域の町が事業費の25%を負担することで取り決めがされている。

設問7-5 職員の処遇(合意形成)

市水道部内の労働組合幹部も広域化の必要性を認識し、組合員に説明、統合後3年間は出身の市町村行政に戻れる期間とした。(原則として企業団採用であり出向扱いは不可)

各地区水道の企業職員は、すべて一般職員の待遇に準じており、3市町村合併の協議の中で既に調整されている。水道事業の組織体制について市長部局の所管となっている。

第1段階：当時の市の水道職員100人は、全員企業団に身分移行した。2町の職員13人は、当初企業団への身分移行に反対していたが、その後町当局の説得により59年4月と60年4月に身分移行した。

第2段階：17年4月の行政合併と同時に水道経験者という条件設定の下に、旧町職員の企業団への身分移行を求めた。結果的に旧町職員25名中22名の身分移行となり、直ちに職員の人事異動による入れ替えを行い、企業団職員と身分移行した旧町職員の意思疎通に努めた。

統合前の企業団も構成市からの派遣職員で構成されており、統合時は各市町の水道職員を企業団へ派遣を受けた。また、給与等については、基本的に派遣元の給与関係条例等を基準として支給している。

- ・職員構成は、当面企業団職員及び構成町からの派遣職員をもって構成する。
- ・統一料金移行年度後は、事務の合理化を実施し、職員の削減計画を実行する。

設問7-6 水道利用者への対応

市水道部にあわせた制度を展開(例:検針・集金等業務の(財)圏域水道サービス公社への一元委託、指定工事店制度の統一化等)

市の広報紙やホームページ等において、積極的に水道料金の統一や事業概要について広報活動を展開し、市民の理解を図っている。

第1段階:広報による周知とともに、当面の窓口サービス確保のため2町に各営業所を設置した。
第2段階:広報による周知とともに、当面の窓口サービス確保のため6町に各営業所を設置した。

統合する時点で、統合することを広報や個別配布文書でPRを行った。また、料金改訂時も、同様にPRを行った。

- ・水道利用の開始・中止の届出から料金の問い合わせ、漏水事故の通報まで水道に関する様々な受付対応を休日や夜間を含めて一元的に集中して対応できる。
- ・統合後、各町役場に水道料金の取扱い窓及び相談窓口を設置した。

設問7-7 その他課題

民意の反映方法(議会制度)

法律上「議員の定数は15人以内」と定められており、その選出方法が課題であり、人数枠がなければ首長と議会代表の組み合わせも考えられたが、枠内でできるだけ民意が公事に反映される方式として、規約上各構成団体の首長、及び当市選出4人を加えた15人で整った。

地方公営企業の趣旨に沿った事業経営が進められるよう、市長部局とは一線を画した組織体制の効率的な充実が必要である。

給水区域の拡大により、現場対応にそれ相当の時間を要することになった。検針・会計・料金等のシステムの統一にかなりの費用と労力を要した。

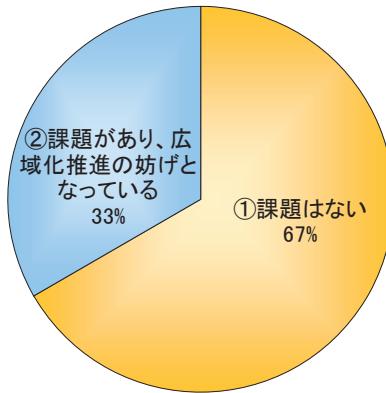
【設問8】

広域化推進にあたって、現行法制度、補助制度等の課題についてご回答ください。

- ①課題は無い
- ②課題があり、広域化推進の妨げとなっている

【回答(有効回答数:9)】

項目	回答
①課題はない	6
②課題があり、広域化推進の妨げとなっている	3

**【設問9】(設問8の回答②のみ)**

広域化を推進するうえでの、具体的な課題をご回答ください。(複数回答可)

設問9-1 現行法制度での課題について

- ・合併特例債のごとく、広域化による起債の優遇措置
(理由:広域化を目指す事業体の施設には大小、新旧、強弱の差が大きく、それらを改良していくには多額の資金が長期的に必要となる。)
- ・特定広域化補助率1／3では、推進にあたり逆に財政悪化を招く恐れがある。

事業認可の簡素化
構成町における末償還金の繰上げ償還

設問9-2 現在広域化で活用市得る財政支援制度等の課題について

- ・老朽管更新に対する補助の場合、各構成団体の一般会計からの繰り出しが可能であるが、あらかじめ規約で負担割合が決められており、当市が約7割。しかし実際に更新するのは市以外が多く、理解を得られないことがある。
- ・災害復旧債は、一般の水道事業体では、後で交付税措置されるが、一部事務組合は適用外である。

老朽施設改修補助金

【設問10】

広域化の推進にあたり、国・都道府県に対する要望(特に法制度・財政支援制度について)
があれば、ご記入下さい。(自由意見)

- ・各種補助事業に対する採択条件、補助率、事務手続きの緩和
- ・広域化前に補助事業により取得した財産の処分、有効活用に対する緩和
- ・将来各構成団体がコンパクトシティー化、スケールダウンを計画した際の広域水道との調整(不採算路線拡大の危惧)

事業統合することにより、旧市町村毎の上水道事業と簡易水道事業が統合され上水道事業になるが、統合後においても簡易水道等施設整備費の対象となる期限の撤廃あるいは延長を要望する。市町村合併前の町村の水道事業に一般会計から繰出されていた水道高料金対策に係る地方公営企業繰出金(50%地方交付税措置)が、合併後10年(その後5年間緩和措置)を経過すると、統合された事業体の繰出し基準を使用するため繰出しが受けられなくなる。旧町村地域においては、ますます過疎化が進むため、旧町村地域の財政状況が改善されることを考えられず、交付税措置の期限の撤廃あるいは延長を要望する。

- ・事務補助的な補助金等があれば、進めやすいと思う。
- ・元の水道事業の企業債について、統合時に企業団で一括して借り換えや繰上償還等ができる制度を設けることにより、より統合のメリットが出てくると思う。

繰上げ償還に対する低利な金利制度の確立

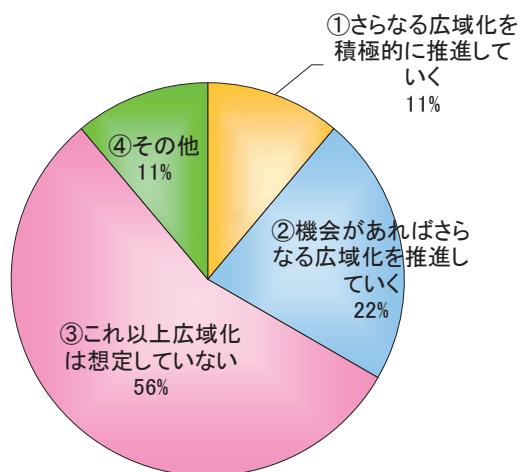
【設問11】

今後の見通しについて

- ①さらなる広域化を積極的に推進していく予定がある
- ②機会があればさらなる広域化を推進していく
- ③これ以上広域化は想定していない
- ④その他

【回答(有効回答数:9)】

項目	回答
①さらなる広域化を積極的に推進していく	1
②機会があればさらなる広域化を推進していく	2
③これ以上広域化は想定していない	5
④その他	1



【設問11】:「その他」の記述内

④平成21年4月1日に事業統合を予定している。

【設問12】

広域化を行ったうえでの、現時点における評価、課題について(自由意見)

事故・災害時における構成市町村との連携

水道料金改定を避けるため、組織の再構築、職員定数の削減、施設の効率的運用を図ってきたが、事故・災害のレベルに応じた危機管理体制をより充実させるためには、構成市町村行政との連携が必要。具体的には、積極的な広報活動、弱者(高齢者・身障者等)救済のための訪問給水活動など。

施設の有効活用、廃・統合に伴うさらなる広域的な維持管理体制

施設の老朽化や、バックアップ体制の整備により、広域の拠点である営業所制度が廃止予定。その為、これまで以上に職員が広域的な移動・維持管理をする必要が生じてきた。

広域化を行ったうえでの、現時点での評価、課題について

行政合併による第2段階広域化を中心に記述いたします。

平成17年4月の行政合併により、当市と合併した周辺6町の上水道3事業と簡易水道15事業を引き継いだが、老朽化が進んでいることに加えて、どの施設も適宜適切な改良又は修繕を行ってきたと言い難い施設であり、維持管理レベルの格差も事実としてあった。行政合併と同時に経営統合し、将来的には事業統合(全施設の一体化は除く。)を目標に、施設の統廃合を含む施設整備計画により事業に着手したばかりであり、一挙に事業量増加による職員への負担、財政的負担が非常に大きくなっている状況である。

当企業団の広域化は先に述べたとおり、広域的水道整備計画に基づくものである。広域化水道整備計画が策定された時点で、広域化の視点から各水道事業体との協議の場を設置し、その中で各水道事業体が行うべき施設整備などを年度毎に決定・実施し、それぞれが終了した時点で事業統合又は経営統合による広域化を図ることも一つの方法と考えられる。なお、これらに関連した補助制度の見直しも必要になる。

平成17年9月に3市町が対等合併し、新たに市が誕生した。当市の水道事業は、市町村合併後、旧市町単位の各地区的水道事業として運営されてきたが、平成21年度から新たに「当市水道事業」として事業認可を受け再スタートするものであり日本水道協会が意図している広域化とは必ずしもその趣旨に沿ったものではないとの認識している。また、現時点において近隣市町の水道事業体との広域化においての具体的構想の予定はなく、当分の間、「市水道事業」の事業安定に向けた経営健全化を最大の課題として進めていく考えである。

当水道部の広域化は、同一の構成市町で組織された、3つの組織の統合だったため、議会等同一事務についての統合による効率化という面で、メリットがあった。

当企業団は、H18.4に3市を構成団体とする用水供給事業に新たに1町が加入し、併せて水道事業に事業変更を行った。

3市については、水源費・施設費による係る繰出金について、1町が加入することにより減額となり、また、水道料金について3市の最低料金よりも低い料金を設定することができた。1町については、既存の配水管を中途で分岐し、新たに設置した配水池に送水することで、浄水施設を更新するよりも低い経費で水源を確保することができ、また、水道料金については、全体的にアップしたものの自前の浄水施設を更新するよりも低いアップ率になったと思われる。

当企業団の広域化については、単純な垂直統合ではなく、既存の用水供給事業に1団体が加入し、併せて水道事業に変更したが、事業統合までの事務処理、統合後の事務処理、料金統一の事務処理等は大変な作業だったが、構成団体である4市町それぞれにメリットがあったので概ねよい評価といえると思う。

現在の課題としては、派遣職員の割合が高いこと、計画的に施設の更新が必要なこと等が考えられる。

施設の更新・改修に構成町ごとにばらつきがあり苦慮している。

5. 業務指標(PI)による広域化の効果の評価例(参考)

広域化先行事例の分析として、大規模な市町村合併に伴い、平成17年度に水道事業の広域化（水平統合）を実施したI市水道事業について、業務指標（PI）を活用して広域化前後の比較を行った。

広域化後に技術・経営の両面で基盤が強化されていることが定量的に確認できる。

業務指標種別	業務指標 (指標番号)	統合前の数値(H15)			統合直後 (H16)	H18	全国中央値 (H18)	評価
		I市 水道事業	K企業団 (水道)	T町 水道事業				
技術基盤	水源利用率 (1001)	66%	54%	58%	67%	73%	55.9%	統合後は増加傾向にある。
	鉛製給水管率 (1117)	5%	-	-	2%	0%	0.0%	統合後は減少傾向にある。
	管路の事故割合 (5103)	15 件/100km	-	-	14件 /100km	12件 /100km	0.0件 /100km	全国の中央値と比較すると高いが、減少傾向にある。
経営基盤	自己資本構成比率 (3023)	48%	51%	36%	50%	52%	61.3%	統合後は概ね増加傾向にある。
	職員一人辺りの給水収益 (3007)	36,207 千円/人	24,887 千円/人	-	38,461 千円/人	43,435 千円/人	51,253 千円/人	統合後は増加傾向にある。
	職員一人当たり配水量 (3109)	162,000 m ³ /人	136,000 m ³ /人	434,000 m ³ /人	175,000 m ³ /人	234,611 m ³ /人	327,000m ³ /人	統合直後には減少傾向にある事業体も存在するが、全体的に増加傾向にある。
	職員一人当たりメータ数 (3110)	464個/人	-	654個/人	511個/人	718個/人	837個/人	統合直後には減少傾向にある事業体も存在するが、全体的に増加傾向にある。